

(2) 里子との心の通い合いや養育困難との関係

そうした里親の内側にある信念や外側からの励まし以外に、先に見た里子の中にある「育てるのが難しい特性」の有無や「絆形成（気持ちを通じ合うか）」との関連を見ていく。

表 39 は、「家庭養育より施設養育のほうが、この子には向いているかもしれない」と考えた里親について、里子との「気持ちを通じ合い」や「養育困難」との関連を見ている。「どうしても気持ちが通い合わない」群では、「(家庭養育より) 施設養育に向く子かもしれない」と度々思った者が 44.6%。他の 3 群を圧して高い。養育困難を感じている里親の場合も同様で、養育が「ひどく困難」な群では、度々そう思った者が 23.1%で、同様に他の 3 群を圧して高い。また表 40「里親としての自信喪失」も同様である。養育返上につながる「養育の自信喪失」を生むのは、「気持ちを通じ合い」や「里子の中にある育て難さ」が、信念や責任同様に、またそれ以上に重要な要因として働くのではなかろうか。

そして表 41 は、養育返上と気持ちの通い合い、養育困難の関連をみている。「どうしても気持ちが通い合わない」里親は、36.4%が、何度も真剣に返上を考え、「時々通い合わない」里親も 13.7%が返上を考えたと言っている。他の 2 群は 1.7%、2.3%と僅少である。そして、養育困難との関連も密接であるが、注目したいのは、養育困難でも返上を考えた者が非常に少ないことである。「とても育てやすい子」とした里親の 94.2%が返上を全く考えなかったのは当然だが、「ひどく困難な子」とした里親も 32.2%が、返上を全く考えなかったと答えている。また、「気持ちを通じ合い」のなさや「養育困難」とで「返上の気持ちが全くなかった」とした里親を比べると、気持ちを通じ合いのなかった里親の方が、返上を考えている。どうしても通じ合わないとした里親で、返上を真剣に考えた者は 36.3%だが、養育が非常に困難とした里親では、17.3%に過ぎない。里子養育を支えるものは、養育の困難さより、気持ちが通じ合うかどうかのほうが重みを持つことがわかる。

表 39 家庭養育より施設養育が向いていると思う×気持ちの通い合い、養育困難 (%)

		度々思 った	たまに 思った	思わな かった
気持 ちの 通い 合い	どうしても通わない	44.6	28.6	26.8
	時々、通わない	15.6	27.8	56.6
	わりと通い合う	2.5	10.7	86.8
	とても通い合う	2.3	5.9	91.9
養育 困難	ひどく困難	23.1	21.5	55.4
	普通位に困難	3.8	17.1	79.1
	わりと育やすい子	1.2	9.9	88.9
	とても育やすい子	0.0	3.0	97.0

表 40 里子養育に自信をなくしたこと×気持ちの通い合い、養育困難 (%)

		わりと あった	少し あった	あまり なかった	全くな かった
気持 ちの 通い 合い	どうしても	42.9	41.1	12.5	3.6
	時々、通わな い	25.3	40.1	25.3	9.2
	わりと通い 合う	11.5	31.3	36.9	20.3
	とても通う	9.0	19.7	23.8	47.5

養育困難	ひどく困難	35.6	35.3	16.7	12.4
	普通位に困難	10.8	35.8	34.1	10.5
	わりと育てやすい子	6.5	26.6	36.1	30.8
	とても育てやすい子	0.0	7.4	27.9	64.7

表 41 養育を返上しようと思ったこと×気持ちの通じ合い、養育困難 (%)

		何度も真剣に	何回かある	ほとんどなかった	全くなかった
気持ちの通じ合い	どうしても	36.4	43.6	12.7	7.3
	時々、通わない	13.7	34.2	18.5	33.6
	わりと通う	1.7	16.0	23.8	58.5
	とても通う	2.3	9.0	7.7	81.1
養育困難	ひどく困難	17.3	37.8	12.7	32.2
	普通位に困難	4.3	17.7	22.6	55.4
	わりと育てやすい子	1.1	12.6	17.2	69.6
	とても育てやすい子	0.0	1.4	4.3	94.2

3) 里子養育に破綻しかけている人々

「虐待の影」でも使用した項目、調査票 5 頁の V) 1 から 4 までのすべての項目に「当てはまる」と答えた人々、即ち「気持ちが通じ合わなくなり、自信を喪失し、家庭養育には向かない子と思い、返上も考えたことがある」人々がいるとしたら、それは殆ど養育破綻状態にあると言えるのではなかろうか。

表 42 では、そうした里親の人数を拾った結果を掲げた。

表 42 養育困難を示す 4 項目について、該当すると答えた人の数

第 1 群 (4 点)	12 人	*全てが 1
第 2 群 (5 点)	34 人	*1 項目だけが 2 で、他の 3 項目は 1
第 3 群 (7~10 点)	274 人	
第 4 群 (11~15 点)	598 人	
計	918 人	(システム欠損値を除く)

*1 <選択肢> (数字はポイント)

- 1) 気持ちの通じ合い (1.どうしても通じない 2.時々 3.4.通じる)
- 2) 子育てへの自信喪失 (1.わりと 2.少し 3.4.違う)
- 3) 家庭養育には向かない (1.度々 2.たまに 3.思わなかった)
- 4) 養育返上の気持ち (1.真剣に 2.何回か 3.4.思わなかった)

*2 ポイントが少ない程、4 項目に多く該当すると答えた者であることを示す

表が示すように、918 人のうち、12 人が全て 1 で、いわば養育破綻状態にあることを示

し、1項目にだけ2とした人を加えると、養育破綻状態にあるとも言える里親は46人となる。あえて%を算出しなかったのは、これらの数字の重みを実感したかったからである。量的データを扱っていると、われわれは、ともすれば少数例に注意を欠きがちになる。しかし、本サンプルの里親の中で、事実上、養育破綻を起こしていながら、なおも養育を返上せずに里子を育てている人々が50人近くもいることを、心に留めておきたい。そうした養育破綻状況にいる人々への支援が、早急に急がれるべきではなかろうか。

6.里親たちの考える今後

里子の養育困難の現状について、アンケート調査の結果から考察を進めてきた。最後に、里親たちは、里親としての自分の将来や里親制度の今後をどう考えているかについて、ざっと見てみよう。

1) 実親代理か「養育職」か

「里親は仕事として割り切ったほうがいい」と主張する人がいるが、その声はちいさい。その声が小さい理由は、ともすれば里子の養育を子どもビジネスの一種と見なしがちな周囲の人びとの視線への意識であろう。しかし、社会的な養護の必要な子どもが増加している時代に、単に実子の代わりとしての里子養育の動機だけでは、増加する子どもの社会的保護の需要をどこまで満たせるか。面接調査の中で、「里親は仕事と考えたほうがいい」とする声を里親から聞くこともあった。そこで里親の今後の方向は、「親代理か、養育職か」という問いを用意した。

「これからの里親は、善意のボランティアではなくて、保育園の「保育士」と同じように、逆境にいる子どもの養育を担う「養育職」(仕事)としての性格を強めていくほうがいい」に対する賛否と、親が育てられない子は、里親への養育の委託ではなく「初めから養子縁組を原則にした方がいい」への賛否をまとめたのが、表43である。

まず、「養育職としての性格を強めていくほうがいい」については、反対意見が65%と3分の2を占める。しかし、「とてもそう思う」が12.2%、「わりとそう思う」が22.8%で、併せて35%、全体の3分の1の賛成意見の数字は、決して少数派の意見とは言えないと思われる。考えてみればかなり昔から、十分ではないにせよ、行政が里子の生活費や多少の里親手当を支給していること自体、すでに「養育職」に足を踏み出した制度とみなすこともできそうである。とすれば、保育士に資格が設けられているように、里親にも専門的な「里親士」の資格を設けて、多くの養育上の問題をもつ子どもたちへの専門的、療育的ケアをする職業と考えるような里親支援を考える時代が来ているのではなかろうか。

また、「養子縁組を原則に」は、反対意見が8割近くとなっているが、この意味はどう解釈したいかは、もう少し解釈のためのデータが必要かもしれない。

表43 里親はどうあるべきか(里親の意見) (%)

	とても そう 思う	わりと そう 思う	あまり 思 わない	全く 思 わ ない
「養育職」としての性格を	12.2	22.8	42.6	22.4
「養子縁組」を原則に	7.9	13.4	47.0	31.7

2) 自分たちの今後

そうした制度のありかたについての意見は別として、里親は自分と里子の今後をどう考

えているか。表 44 では、里子が成人した後に、自分の家族とどんな関係を保ちたいと考えているかである。

まず全体として「里子が成人後は、自立してもらいたい、手を離したい」が 11.4%。これは最後まで情動的に里子を自分の家族に加えることができなかつた里親たちの姿であろう。実子であれば、例え親と子の自立性を尊重したいと考える人々であっても、「2. たまに家に来て食事するぐらいの、ほどほどの関係」「3. 出来れば近所に住ませて、家族の 1 員として交流を」のいずれかを考えるのではなかろうか。とすれば、成人後は「手を離したい」とする 11.4% の人々は、里子の「養育職」を果たした人々と言えるかもしれない。

また表 45 で、成人後の距離の取り方と、養育困難、心の通じ合いとの関係を見ると、育てやすさと「家族の一員にしたいか」との関連がみられる。「とても育てやすい子」は 60.7% もが、「同居して家族の一員に」と望んでいる。しかし「とても養育が困難」である里子についても、27.8% が「同居して家族の 1 員に」と考え、20.6% が「近所に住ませて交流を」と考えている。この数字を解釈するには、もう少し資料が必要であろうが、おそらく、現在は「ひどく養育が困難」と思う人々も、里子の成長に期待を寄せているのではなかろうか。人は希望に生きる者たちである。今は養育に手こずっている里子も、やがて大きく成長を遂げ、よき存在になるであろうと、里親たちは考えているのではなかろうか。

また、心の通じ合いとの関連は、返上を考えることとの関連がより強い。表が示すように、養育困難より、心がどうしても通わないことのほうが、養育返上を思うことにつながるようである。

表 44 成人後の交流 (%)

	自立してもらって、手を離したい	たまに来て、食事する位の関係で	近所に住んで家族的に	同居して家族同様に
全体	11.4	30.8	22.0	35.7

表 45 成人後の交流×養育困難 (%)

		自立してほしい	たまに食事と一緒に	近所に住んで	同居して家族同様に
養育困難	ひどく困難	14.1	37.5	20.6	27.8
	普通位に困難	12.9	27.7	24.0	35.4
	わりと育てやすい	6.9	28.8	21.9	42.5
	とても育てやすい	1.8	21.3	16.4	60.7
通じ合い	どうしても通じない	43.1	45.1	5.9	5.9
	時々通じない	17.0	42.2	20.7	20.0
	わりと通じ合う	5.5	28.2	26.1	40.3
	とても通じ合う	4.0	16.7	21.2	58.1

表 46 では、これから先「また、里子を預かりたいか」を尋ねている。「ぜひ預かりたい」が 35% と多数で、「場合によっては預る」(*「年齢制限などがあるので」とした人々もいる) が 43.7%。「今後は預りたくない」とする人々は、あまりを含めても 2 割しかいない。また表 47 にあるように、どうしても気持ちが通じ合わない子の場合も、30.8% が、「養育がひどく困難な里子」を育てている里親の場合も 35.2% が、「また里子を預かりたい」と言っている。里子の現在の状況にかかわらず、里親という役割が好き、または役割や仕事としての里子の養育に意義を感じている人々が、現在里親を続けている、いわばサバイバル群の里親であると言えようか。

表 46 また里子を預かりたいか (%)

	ぜひ預りたい	場合によっては	あまり預りたくない	預りたくない
全体	35.0	43.7	8.8	12.5

表 47 また里子を預かりたいか×気持の通い合い、養育困難 (%)

		ぜひ預かりたい	場合によっては	あまり預りたくない	預りたくない
気持の通い合い	どうしても	30.8	38.5	23.1	7.7
	時々、通じない	26.3	46.3	9.8	18.5
	わりと通じ合う	37.0	43.6	8.6	11.4
	とても通じ合う	42.8	42.8	4.7	9.8
養育困難	ひどく困難	35.2	40.3	9.1	15.1
	普通位に困難	31.4	45.9	9.3	13.4
	わりと育てやすい	36.6	47.1	7.6	8.7
	とても育てやすい	47.1	36.8	5.9	10.3

3) 里親をしてよかったか

いくつもの困難な状況乗り越えてきた里親たちに、その人生の振り返りとして「里親をしてよかったか」と聞いたのが表 48 である。表が示すように、全体の 7 割近くが「とてもよかった」と答え、「わりとよかった」を含めると、9 割が「よかった」としている。まことに大きい数字である。

さらに表 49 で養育困難との関連をみると、当然のことながら、「とても育てやすい、わりと育てやすい子」の里親は、大方が「とてもよかった」としているが、「育てるのがひどく困難な子」とした里親ですら、「とてもよかった」が 6 割もおり、「あまり・まったくよくなかった」とした者は、わずか 2% でしかない。様々な困難はあっても、里子養育の日々は、人にとって生きる意味や喜びを生み出す生産的な過程なのかもしれない。しかし、こうした里親たちの献身に甘えることなく、さらなる里親支援の方策が探られなければならないだろう。

表 48 里親をしてよかったか (%)

	とてもよかった	わりとよかった	半々	あまりよくなかった	全くよくなかった
全体	68.4	19.9	10.8	0.8	0.1

表 49 「里親をしてよかったか」×養育困難 (%)

		とても	わりと	半々	あまり	全く
養育困難	ひどく困難	60.5	21.4	16.1	1.6	0.3
	普通位困難	67.8	22.1	9.3	0.8	0.0
	わりと育てやすい子	75.3	16.7	8.0	0.0	0.0
	とても育てやすい子	87.1	8.6	4.3	0.0	0.0

7) 残された課題

報告を終えるにあたって、残された課題を指摘しておきたい。今回のサンプルには含まれていなかった人々、養育を返上した里親へのアプローチである。なぜ、少なからぬ人々が養育を返上したのか。また、養育破綻状態にあっても返上できずにいるのか。「養育返上を、もっと気軽に出来るようにしたほうがいい」とは、ある里親が語った言葉だが、実際は、何としても養育返上を避けようとする里親たちが多い。実は今年度の研究計画の際に、養育を返上した層に接近することを考えたが、面接調査の段階でも、そうした層への接近は難しかった。最大の理由は、養育を返上すると児相から里親失格の烙印を押され、以後の里子委託がされなくなることを里親たちが恐れてからのようである。

しかしそれ以上に、委託された里子の養育を全うできなかったことは、むしろ里子の心を傷つける行為であることや、自分の養育性（母性）の不具合として、里親自身のセルフエスティームを損なうからかもしれない。ある里子は、自分は親に2度捨てられたと語っている。1度目は実親による養育放棄であり、もう1度は里親宅での里親子不調による措置変更だったという。（＜資料2＞虐待の影でのサンプル055参照）

D. 結論：里親問題に関するいくつかのリコメンデーション

—家庭的養護（family based care）率8割を目指して

すでに2012年度の報告書で、同年に行った養育里親対象のアンケート調査と面接調査の結果から、われわれはいくつかの提言を試みた。最終報告書の作成にあたって、今年度の研究調査で得られた知見を加え、いくつかの部分的修正をも行って、再度まとめとしてのリコメンデーションを試みる。

1) 里子のもつ「問題の難しさ」に応じた3タイプの養育環境での成長

里親に委託される子どもの多くは、実親の家庭、または児童養護施設等で生活する過程で、厳しく多様な体験を重ねてきている。今年度のアンケート調査によれば、抽出児の7割が虐待を受けた子どもであった。それと同時に、各種の発達障害（LD、ADHD、ASDその他）やそれに似た特徴をもつ子どもも一定の割合で含まれている。様々なそして過酷な生育環境がもたらした「影」を背負う里子の多くは、ふつう以上に対応の難しい子どもと考えられる。

里親は、進んで里子の養育を引き受けようとして、一定の研修を受けた人々である。しかしその動機が善であり、どんなに子どもが好きで、養育の意欲があったとしても、里親は、子ども対応の専門家ではない。懸命に努力を重ねても、里親の手では対応しきれない「難しい問題」を持つ里子を抱えている事例も少なくない。里親が里子の養育に疲労困憊している事例、大きなワークストレス下にある人々も稀ではないことを、これまでの章で見してきた。

考えてみれば、子ども対応の専門家ではない人々（里親）に対応の難しい子どもの養育を委託するのは、里親に多大な負荷をかけるだけでなく、里子にとっても望ましい成長環境とは言えない。それだけに、保護された子どもの養育環境を決める（措置する）際には、専門家による十二分なアセスメントが必要である。

具体的には、当該児の措置を検討する際には、子どもの状態像に応じて、類型化した対応を考えるべきである。

社会的養護の適用を受ける子どもを、①専門家による対応が必要な子ども（例えば深刻な虐待を受けた子ども、発達障害的な傾向を強くもつ子どもなど）、②対応がふつうより多少難しい子ども、③保護されるまで、ほぼふつうに成長してきた子どもに分ける。そして、①は、現在の児童養護施設ではなく、より療育的機能を備えた専門施設を設けて、専門家による療育に委ねる。それと同時に、高度の療育的能力を備えた「里親士（後述）」資格を設置して、そうした人々による専門機関と連携しながらの家庭的療育をも期待したい。また②のタイプの子どものについては、専門里親による療育的養育、③は一般の里親による養育のように、子どもの状態像に応じた委託先を措置する方策が必要と思われる。

もし十分なアセスメントによって、適切な養育環境の選択が行われるなら、里子のウェルビーイングが保証されるだけでなく、里親にとっても、無理なく社会貢献の意志を全うすることが可能であろう。その結果、里子と里親の双方にとって不幸な、委託返上のケースを最小にすることもできると思われる。

2) 「実親志向型」の里親か、「シェルター志向型」の里親か

里親調査の過程で、家庭的養護（family based care）の場として、里親が果たそうとしている役割に、2種類のタイプがある状況が見出された。

①実親志向型：

アンケート調査によれば、里親の中には、18歳以降も里子に学費等の援助をして4年制大学まで進学させようとする人々がいる。そうした里親の多くは、本来は里子との養子縁組を希望した人々であるが、養子縁組のためには里子とその実親との関係が清算されていなければならない。しかし自分が子どもを養育できなくても、子どもの親権を手放す実親は少ないので、養子縁組のウエイティングリストは常に一杯である。

このタイプの人々は、仮に養子縁組はできなくても、里子と家族同様の関係を将来にわたって維持したいと考えている。里子にとって一生の親役割を果たし、里子にも実子の役割を望むタイプである。日本文化の中でしばしば見出される、「日本型」里親のタイプと言えようか。

②シェルター(避難所)型：

里親の中には、実親の保護を受けられない子どもに対して、いわば「シェルター（避難所）」としての役割を果たそうとするタイプの人々がいる。この「シェルター志向型」には、実親の養育環境が整う日迄の短期間の養育を考えるタイプもあれば、子どもが自立する日迄の比較的長期の養育を想定している場合もある。したがって、このタイプの里親は、養育の期間に長短はあっても、社会貢献の意図を備えながら、いわば、いい意味での「仕事（養育職）」として、「シェルターとしての里親役割」を引き受けようとするタイプである。いわばこのタイプは、血縁関係に固執しない、ある意味で「欧米型」の里親と言えようか。

近年親の保護を受けられない子どもが増加している。かつての時代のように、親の死亡、貧困等による子どもの養育不能ではなく、若年の未婚の母、あるいは自分自身の不幸な生い立ちの中で子どもに対するボンディング（bonding）障害をもった母親、重篤な精神疾患に罹患している母親等の増加等も目につく。それと同時に、周囲と孤立している家族、親の失職や病気、あるいは離婚を契機としたきずなの崩壊、またはシングルマザーに老いた両親の介護が加わる場合など、短中期的に子どもを安全に養育してくれる「シェルター」を求める家族が、今後とも増えていくと予想される。

その際にシェルターを社会のどこで求めるかが問題になる。第2次世界大戦後の日本では、乳児院を含む児童養護施設がその役割を担ってきた。しかし施設型のシェルターは、あくまで緊急避難所であり、子どもが長期間身を置く環境ではない。幼い子どもほど、家庭的養育が人格形成上望ましいとは、研究者の一致する見方である。したがって今後、施

設養育ではなく、「シェルター志向型」の里親による家庭養育に、社会的な要請が増すと考えられる。子育てが一段落した、実子に恵まれなかった、あるいは親の介護を終えた、そして第1の職業を終えた人々などが、次のステージとして、愛を注ぐ対象を求めて、親から適切な庇護を受けられなかった子どものシェルターとしての役割を選択する。そうした「シェルター志向型」の里親が増加すれば、社会的な養護が必要な子どもたちの多くに、実親と同じような温かい家庭環境が用意されることになる。

こうした「シェルター型」の里子養育は、(里)親側にとっても(里)子ども側にとっても、大きな充足と恩恵(ベネフィット)をもたらすと考えられる。それだけに、社会が成熟するにつれ、シェルター型の里親も増加していくのではなかろうか。他の社会に例をとれば、アメリカの家庭が、しばしば多くの養子や里子を養育しているのがその例であろう。なお多くの場合、里親は「実親志向型」から出発するが、キャリアを重ねるにつれて、「シェルター型」へ意識を移して行くと聞く。自己中心型から社会的子育ての道筋へと、人としての成長の姿の一面を見るかのようである。したがって日本でも、今後シェルター型里親が増加すると考えられる。

3) 乳幼児期の子どもは里親委託に

これ迄アタッチメント(愛着)を扱った心理学の文献で、子ども、とりわけ乳幼児期の子どもには、少人数の密度の濃い人間関係の中で成長することが、愛着形成の上で極めて重要であると指摘されてきた(平田 2006)。今回、2回にわたって行われた研究調査の結果からも、里子の年齢が幼いほど、きずなの形成(気持の通じ合い)が容易になることが見出されている(深谷 2013)。

したがって、乳幼児期の子どもの養育は、可能な限り里親委託(家庭養護)を優先し、緊急避難的な利用以外には、乳幼児期の子どもに施設養育(乳児院への委託)にゆだねるべきではないと考える。乳児院での数年にわたる養育は、「子どもにとっての最善の利益」の観点からすれば、きわめて遺憾な事態であるといわざるをえない。

4) 里親と児童養護施設(乳児院を含む)との役割分担の明確化

厚労省統計によると、昭和24年度から平成21年迄、登録里親数は常に委託里親数を大きく上回っている。例えば平成19年から23年迄の5年間の全国統計を見ても、その充足率(登録里親と委託里親の比)は、0.33、0.35、0.38、0.39、0.39に過ぎず、過去50年間、ほぼ横這い状態である。もっともこれには地域差もあって、充足率の高いブロックでは、平成24年3月の時点で、ファミリーホームをふくめた里親委託率は0.7前後に達しているとも聞く。

このように、せっかく研修を受けても、多くの人々が里子を委託されない状況にある。その理由として、①実親が(里親とわが子のきずな形成を忌避することから)里親への委託を避けて、施設養育を希望する、②施設側が、定員の範囲内でできるだけ多くの里子を受け入れようとする姿勢がある、等が考えられる。その結果、研修を受けても多くの人々が里子を委託されず、里親登録を返上していく。受け皿がある以上、もっと里親委託の数を増やして行く方策を探るべきである。しかも児相によっては施設で対応の難しい子どもの養育を「この子には家庭的養育が必要」として、里親に委託する傾向があると指摘する里親の声も聞く。

こうした里親の声を生かすためには、児童養護施設の役割をコペルニクスの的に転換させる必要がある。具体的には、児童養護施設は量的な定員充足を目指さずに、養育のより困

難な子を療育するための高度な専門機関を目指すべきであろう。そのための専門性の高いスタッフを確保すると同時に、専門性を高めるための研修機会を得られるような環境を整えるべきである。

5) 現行の専門里親の制度的見直しと「里親士」制度の創設

養育のむずかしい里子は、今後も一層の増加が見込まれる。現在も、一般里親の他に、被虐待児の養育についての知識や技能をもつ「専門里親」制度が設置されている。しかし残念ながら、現在の「専門里親」の備える養育力は、こうした難しい里子の養育に、必ずしも十分に対応しているとは言い難い。

なぜなら現行の「専門里親」は、①3年以上の里親経験、②子どもの福祉、保健・医療、教育、矯正等に関連する資格をもち、③認定研修（「社会福祉論、児童福祉論」等の通信教育8教科、「児童虐待論、思春期問題援助論」等のスクーリング4教科、養育実習7日間）を受けて認可された者と規定されている。しかし近年、実親による虐待件数が増加すると同時に、子どものもつ問題は多様化し、また深刻の度を深めている。そうした近年の子どもの「心の問題」の重篤化に、現在の専門里親が十分対応できるかについては、いささか懸念せざるを得ない。

本報告書の『虐待の影』（資料2）や『ふつうの子では考えられないような里子の行動』（資料3）の項で見たように、里子の中には、虐待の深刻なトラウマを抱える子、発達障害をもっている子、閉鎖的な人間関係に閉じこもり、時には反社会的な行為を繰り返す子ども等の姿がある。こうした対応の困難な子どもには、子どもとかかわる人々（里親）が高度の専門的な知識や技能を備えることが要求される。したがって里親の中にも、養護施設のスタッフに匹敵するような専門性を持つ人材が配置されるべきである。従来専門里親以上に、そうした子ども対応のための能力を備えた人材を意味する新しい資格として、「里親士」の制度を提案したい。

「里親士」は、専門的療育機関（児童養護施設）や医療機関との連携の下に、家庭で養育困難児を療育する役割を担う職種とする。それと同時に、近隣の里親にも助言の役割を果たす等をしているアメリカのハブ・ホーム（hub home）的な役割を担う制度として期待したい。さらにフランスには「国家資格」を持つ里親制度もあると聞く。他国のそうした制度の調査研究も今後必要であるが、「里親士」の資格は、従来専門里親の上に、研修を上乘せしめて人材養成するのではなく、既に地域にある経験豊かで優れた人材の掘り起こしと活用を図って、資格を付与したい。一例を挙げるなら、心理学や社会福祉学の修士・博士課程修了生、あるいは、保育園や幼稚園、児童養護施設、病院等での10年以上の勤務経験の持ち主、また里子養育の経験も長く、地域でリーダーの役割を果たしている人材などを発掘し、上位資格を付与して、里や支援の強力な後ろ盾となることを期待したい。

以上、里子の抱える問題状況に応じて、①一般の里親、②専門里親、③「里親士」の資格を持つ里親等、里親の3種類の制度を提言したい。

なお、現行の「専門里親」は、問題の多い子ども（とりわけ被虐待児）の養育の際には、「専門里親」としての扱いを受ける。しかし、その里親が問題の少ない里子を預かる際には、専門里親として扱われない。これは一般の専門資格概念と異なる。専門里親とは、扱う里子によるのではなく、里親自身の能力に対する資格のはずではなからうか。

6) 児童養護施設の専門的療育機関化

医療の世界では、近年、専門病院とホームドクターとの住み分け、あるいは、機能分化が進んでいる。ホームドクターは軽度の患者の治療を行うと同時に、患者が重篤かどうかを判断して、必要な場合にはしかるべき専門病院に患者を紹介する機能を果たしている。そうした医療制度を同じように、児童養護施設は医療制度における専門病院の役割を果たすことが期待される。

繰り返し指摘してきたように、実親から虐待を受け、人間観のひずみや性格や行動に偏りが著しい子どもの養育を、心理臨床等の蓄積を欠く里親（現状の専門里親を含めて）に託しては、子どもにとっての最善の利益が保証されるとは限らない。とりわけ養育の難しい子どもは、専門的な療育施設や「里親士」の手で療育し、ダメージや障害が中度の子どもは専門里親、軽度の者は一般里親の許で養育する原則を確立すべきである。

したがって、児童養護施設を、大小の障害をもつ子どもの専門的療育機関および研究機関として、医療や福祉、心理、保育等の専門家を配置し、また絶えずその能力を向上させるために、定期的な研修制度（内地留学や外国留学等の）を設けるべきである。またこの場合の療育機関としての「施設」とは、現行の大型児童養護施設を指すのではなく、小舎制を基本として、専門家による治療的ケア（専門的療育）を受けながら、子どもが心理的に安定できる家庭的な環境を用意する必要がある。

7) 里親の相談の場としての専門機関の設置と児相の「里親担当」者の専門職化

里親支援のためには、専門家による助言やコンサルティングを十分に受けられる窓口が必要である。しかし、本来措置機関である児相に置かれている現行の「里親担当」は、里親への助言の点で、スタッフとしての専門性を発揮していない事例がみられる。それと同時に、定期的な人事異動の対象なので、職場に慣れた頃に移動する場合が少なくない。そのため、町のクリニックの主治医のように、里子の成長を見守って行く役割を果たすことが難しく、里親たちの不満も多い。

里親のそうした不満への対処方法としては、児相の「里親担当」者の専門職化が急務である。具体的には、大学院の修士号所有者や臨床心理士、臨床発達心理士、福祉心理士、社会福祉司等の資格の所有者をこのポストに配置することや、大学、大学院での研修機会（長期研修）を用意することも含めて、この職種を臨床的な実践力を持つものにする必要がある。

なお、里親を支援する専門機関は、児童相談所内に設置する機会が多いが、相談機能を措置セクションから切り離し、各県の里親会内に新設するか、あるいは外部の専門機関に委ねるかについては、更なる検討が必要であろう。

また、これに類する組織として、東京都の場合、平成13年迄「養育家庭センター」が9カ所の養護施設に附置された経緯がある。種々の理由からこの制度は廃止されたが（兼井2007）、新しい構想でこうした機関の設置を考えることも必要と思われる。

なお、これまで指摘してきたように、里親担当のあり方も含めて、現在の児童相談所には里親間には多くの批判がある。しかしそれでも、児童相談所はこれ迄、里子・里親問題の中核に位置して重要な役割を果たして来ており、児童相談所に期待するものは極めて大きい。児童相談所としての機能を高め、児童相談所がこれまで以上に各地域の里子・里親問題を解決する牽引車としての役割を果たしていくことを、強く期待したい。

8) 親代理としての里親の権利擁護と親権の一時的制限

里親と児相間で、「里子にとっての最善の利益」をめぐって意見の対立をみることがある。そうした際に、児相は里子の保護と権利擁護を果たす機関であり、「里子にとっての最善の利益」をもたらす環境を措置する権限を持っている。それに対して里親は、里子や実親との間で葛藤が生じた際に、里親をバックアップして、親（代理）としての権利の擁護をしてくれる機関をもたない。その結果、里親は不本意な措置解除に服さなければならない状況に立たされることもある。しかも当該ケースについての児相の判断が、里子のウェルビーイングを保証するとは限らない事例も見られ、里親は措置の不当性を訴える場を持っていないままにいる。

里親は、実親ではないが一定期間、時としては長期間、親の代理として里子の養育を果たしている存在である。そうした役割を全うし、里子のウェルビーイングをもたらすためには、里親を一種の「親権」を持つ存在と見なして、里親の権利を擁護する制度を構築する必要がある。

しかし現状では、実親の権利が尊重される反面、里親の里子に対する養育権（親権）はほとんど認められていない。むしろ、実親の親権が尊重されなければならない事は言う迄もなく、親権の制限には慎重な対応が必要であり、加えて、親権は法体系に関連するので、多面的な観点からの検討を加えることが、社会的に必要な手続きでもある。

その一方、法律家たちの間に、「里親は、監護の関係では親子に近い状況にあるのに、法的には単なる委託先（施設と同様）という位置づけにあり、措置側の児相が相当意識しないと、種々人権上の問題が起きてくる」と指摘する声もある。しかし実親の「親権」は、権利であると同時に義務をでもある。それだけに、個別の事情があるにしても、子どもの養育の義務を放棄した実親が、子どもに対する権利を主張（または保存）するのは、時に権利の乱用と言わざるを得ない。

子どもは親の所属物ではない。どのような環境下で生まれた子どもでも、一人の人間として「最善の利益」が保証される権利をもっている。したがって、子どもの現在の安住をもたらしている人（里親）に一定の権限を与えることが、里親の善意と努力にもかない、子どもの安定した環境にもつながる対応であろう。

しかし残念ながらわが国では、実親の身勝手さが、子どものウェルビーイングを損なっている事例も少なくない。それだけに、里親委託率の高い諸外国の例を参照しながら、里親里子関係に限定して、親権を一時的に制限することのできる条件づくりの検討に入ることが必要であろう。

9) 措置解除（養育返上）の判断を第三者委員会にゆだねる

養育の難しい子どもを委託された場合や、予期せぬ不調が里親と里子の間に発生した場合は、養育を返上する事態が発生する。または里親の里子に対する対応に問題があった場合は、児相による措置解除（養育返上）が行われる。しかし、その際の児相側の対応には、必ずしも里親の納得が得られる形で運ばれず、里親側に不満を生み、その後の里子受託や里子養育意欲の低下をもたらす場合も少なくない。また、里親は養育上に難しい事態が発生しても、児相に相談すれば、養育力の低い里親と判断されて措置解除につながり、また、一度養育を返上すれば次の里子委託が行われまいとの懸念から、相談を控える傾向がみられる。

ある里親は「児相に相談するようなへまはしない、という言葉が里親間にあります」と述べている。委託解除をめぐる対応から、しばしば児相への不信感が発生する。その結果、相談や養育返上が遅れ、里親と里子の双方にとって危機的な状況が発生し、持続する場合

もある。養育返上の過程で、双方に発生しやすい諸事情を聴取し、適切に判断し対応することができる「第三者委員会」が必要である。なお、この第三者委員会は、児相内に設置される場合であっても、児相から独立した組織であることが望ましい。

10) 措置期間の延長

平成 24 年の 4 年制大学進学率は 51%と過半数を超えている。その他に専門学校などに進学する者も多い。また、22 歳で大学を卒業しても、初任給は平均 20 万（平成 24 年で 19 万 9600 円）程度なので、若者がすぐに経済的に独立するのは難しいといわれる。また近年、20 歳前後の就労事情が悪化し、安定した職場を見出し難い状況下にある。そうした状況を視野に入れると、現代の社会では、18 歳から 22 歳迄を若者が「自立に向かう準備のための過程」とみなすことができる。

平成 22 年には、厚労省から「生活が不安定で、継続的な養育を必要とする」里子に、20 歳までの措置延長制度を再確認する旨の通達が出された。しかし、大学の卒業が 22 歳であることを配慮すると、さらに委託年齢を 22 歳までに延長することが、社会的養護の理念に適っていると思われる。

11) 外部の専門機関の設置に向けて一民間の活力への期待

近年は、被虐待児や発達障害児等の増加によって、「療育」が必要なケースが増加している。その結果、「専門里親」を中心に、里親が十分な「療育力」を持つことが必要になりつつある。

繰り返しになるが、里子の中には、現在しばしば各種の障害の重い子どもが含まれている。また、愛着形成が不全な子や、反社会的な行動を繰り返す子どもの姿もある。そうした子どもへの対応は、児相や児童養護施設にあっては、必ずしも十分に対応できる条件が整っていない。したがって、障害の重い子どもの治療と療育に特化した専門機関の設置が必要となる。それと同時に愛着形成の障害は、里子に共通する課題であるにもかかわらず研究の遅れた領域であり、前述した専門機関に研究機能を付加することが望まれる。

なお、財政事情の厳しい現在の状況を考慮すると、そうした専門機関の設置に当たっては、民間の活力に期待し、その施設を公的に支援する方式が適切と考えられる。

12) 家庭的な養育を主流とする社会的な養護の実現を

以上、里子のウエルビーイングのために 11 の施策の提言を試みてきた。

社会的趨勢をみると、今後家族のあり方はますます揺らぎの幅を大きくし、家族の姿は一層多様化して、実親との縁の薄い子どもが増加することは明白である。日本でそれに対応する子どもの養育機関は、現在主として児童養護施設が担っている。しかし子どもが成長する場としては、家庭的な「小さくて親密な人間環境」が望ましいことは、研究者たちの一致する見解である。そうした理念を現実化するための対策を講じるべきであろう。

いま厚労省は、家庭的な環境の中で育つ子どもの割合を、せめて 3 割にしたいと考えている。しかし、この数字を一気に 8 割とする数値目標を掲げるべき時が来ているのではなかろうか。里親委託率が 13%の現状を思うと、この数値目標は現実離れしたものと見なされるかもしれないが、思い切って発想の転換を図り、その上にいくつかの方策を講じていけば、里親による養育が社会的養護の主流となる状況を生み出すのも、十分可能ではなかろうか。

(1) キンシップ（血縁）制度の新しい運用

日本での親族里親制度は、実親が子どもを養育できない場合には、まず親族が世話をして当然とする「身内の論理」の上に成立している制度と思われる。したがって、親族里親に養育手当等は支給されない。しかし、日本社会にあっても、家族制度の縛りは次第に希薄になりつつある。

他方で欧米・オセアニア先進諸国では、キンシップ (kinship) の活用が図られ始め、それが養育の質の向上に成果を上げていると聞く (林 2008)。社会的な養護は血縁に頼らないという原則を通しながら、キンシップがあると、一種の一体感に支えられて、養育の困難さが心理的にも軽減されるというエビデンスから、キンシップに着目する発想が生まれ始めたのであろう。この場合のキンシップとは血縁よりもう少し広く、子どもとインフォーマルな関係を持つ友人や知人迄含めるのが特徴とされる。同じ民族や地縁集団などの、いわばイングループ内の関係までを含む場合も考えられる。

確かに、里親と里子の間にキンシップがあると、ある種の一体感から「気持ちの通じ合い」が容易になり、今回の報告書で見えてきたように養育の困難さが低減することも考えられる。

社会的養護の考え方に立てば、血縁の有無にかかわらず、親の養育に恵まれない子の養育は、全ての人々が負うべき責務であることを思う時、キンシップのある里親にも一般の里親と同様に、その率に多少配慮をするとしても、一定の里親手当が支給されるべきではなかろうか。また、親族は3親等以内という日本の基準の緩和も検討すべきである。3親等以内に限定して、しかも手当等を支給しないというわが国の親族里親制度は、先進諸国の中で、あまりにも閉ざされた発想に立つ制度と言わざるをえない。

そうした発想の転換とそれに基づいた施策上の工夫があれば、広い意味でのキンシップ関係者が、実親との絆を失った (親に恵まれない) 子どもの養育に手を上げ、その結果、安定した環境の中で生活できる里子も次第に増加してゆくのではなかろうか。

(2) ハブリ親制度の導入

アメリカを中心にハブ・ホーム制度が広まっている。里子里親問題の実際は、いたずらに行政に頼ることなく、里親自身で主体的に解決していく部分も大きいのではなかろうか。

それを実現させる方式の一つとして、地域の中にハブ・ホームを置き、ハブリ親がコーディネーターとして、地域の里親の悩みを聞きながら、問題の解決を援助していく制度を考えたい。

医療制度を参照すると、ホームドクターは、近隣の患者の身近な病気に対処しつつ、総合専門病院と連携する制度がとられている。それと同じように、各地に里親が集うサテライトを作り、コーディネーターとしてのハブリ親が中心となって、サテライト内の問題は内部で対応していくと同時に、困難な問題は専門機関と連携し、その援助を仰ぐあり方が考えられる。

今回われわれが提言した「里親士」を、サテライトでコーディネーター的な役割を果たす「ハブリ親」の資格としてとらえたい。また別の捉え方をするなら、一般里親と専門里親は、養育の意欲に富んでいる人びとで、現役真っ盛りの里親と考える。それに対して、里親士は、年齢的にまたは条件的に里子を養育できなくなった人でも、児相と対等に渡り合えるような専門性を持つ人を起用する。そして、時には緊急避難的な里子受け入れの役割も果たしてもらおう。

すなわち「ハブリ親」を、里親の身近にいて、里親を支援できる存在、いわば地域にある『小さな児相』として位置づけたい。

(3) 里子サポーター制度の導入

欧米を訪ねると、週末や長期休みに、気軽に短期の里子を引き受けている人たちに数多く出会う。そうしたサポーターの網が張り巡らされていれば、里親も一定の割合で休息がとれ、先に指摘した里母のワークストレスの軽減されるのではなかろうか。

日本にも季節里親や週末里親制度があるが、社会的な認知が進んでいない。それと同時に、季節里親も里親制度に組み込まれているため、きちんとして決意を持たないと、週末里親を引き受けにくい状況にある。

そこで、こうした役割を果たす人びとを「里親サポーター」と名づけて、里親とは別の緩やかな基準で、養育の条件を設定する。そうした形で、短期間の里子のサポートを、社会的に広く呼び掛けることが考えられる。里親を引き受けるには、まなじりを決する姿勢が必要であろうが、「サポーター」なら参加できる人も多いのではなかろうか。月に1回程度、週末を利用して、自宅に里子を招く。人々の善意の範囲内であることができる「小さい社会貢献」も、多数の参加者があれば、大きな力になる。すでに提言した「ハブ里親」が近隣に呼びかけて、サポーターを増やしていく。そうした里親サポーターの存在は、社会的養護の底辺を広げる動きとして、今後は極めて重要になるのではなかろうか。(以上)

F.文献

- 1) デビット・ハウ (平田美智子・向田久美子訳)「ソーシャルワーカーのためのアタッチメント理論」筒井書房 2001
- 2) 平田美智子「アタッチメントに配慮した里親支援」和泉短期大学研究紀要 27号 2006
- 3) 兼井京子「東京都養育家庭制度の支援体制の変遷をとおして里親支援を考える」児童福祉研究 23、2007
- 4) 林 浩康「子ども虐待時代の新たな家族支援」明石書店 2008
- 5) 川村昌代・杉山登志郎「発達精神病理学的視点からみた広汎性発達障害」臨床心理学 臨増2号「発達障害の理解と支援を考える」金剛出版 2010.9
- 6) 深谷昌志・深谷和子・青葉絃宇「社会的養護における里親問題への実証的研究」福村出版 2013
- 7) スーザン・バートン、ルディ・ゴンザレス、パトリック・トムリンソン著 (開原、下泉、小笠原、倉本、関戸監訳)「虐待を受けた子どもの愛着とトラウマの治療的ケア」福村出版 2013
- 8) 深谷昌志「平成 24 年度養育家庭全国アンケート調査から」新しい家族—養子と里親制度の研究 56号 2014
- 9) 深谷和子「里親による里子『療育』の日々と里子(被虐待児)の心的世界—平成 24 年度養育家庭全国アンケート調査から」福祉心理学研究, 11 巻 1号 2014

G.研究発表

- 1) 深谷昌志・深谷和子・青葉絃宇 (研究発表)『被虐待児等の子どもを養育する里親の育児困難とそれへの対応』日本子ども社会学会 第 19 回大会 (2012 年 7 月)
- 2) 深谷和子 (基調報告) 深谷昌志・青葉絃宇・清水照正・中山哲志 日本福祉心理学会第 10 回大会自主シンポジウム「不適切な成長環境から子どもを守る」(2012 年 8 月)
於：東京成徳大学十条台キャンパス
- 3) 深谷昌志・深谷和子 「里親・里子問題をめぐって」養子と里親を考える会学習会学術

講演 (2013.6.22)

- 4) 深谷和子・深谷昌志 (研究発表) 「日本の『養育里親』の現状と里子の心的世界に関する考察」日本子ども社会学会大 20 回大会 (2013.6.29) 於：関西大学
- 5) 深谷和子 (シンポジスト) 日本福祉心理学会企画シンポジウム 日本福祉心理学会第 11 回大会 於：西南学院大学<今、福祉心理学に求められる社会的養護の課題と展開> (2013.7.13)
- 6) 深谷昌志・深谷和子・青葉絃宇 「全国養育里親のアンケート調査報告」東京都社会福祉協議会学習会学 (2013.10.7) 於：飯田橋レインボウビル
- 7) 深谷和子 「里親による里子『療育』の日々と里子 (被虐待児) の心的世界—平成 23 年度養育家庭全国アンケート調査から」福祉心理学研究 11 巻 1 号 2014

H.知的所有権の取得状況

なし

<資料 1>退行（赤ちゃん返り）

低年齢の里子は、里親の家庭に移された当初、しばしば「赤ちゃん返り・試し行動」と呼ばれる「退行」した姿を見せる。また、やや高年齢の子も、新しい環境で、里親の反応を試すかのように、それ迄見せなかった行動をすることもある。以下に調査票 3 頁 III) 2) 3 で里親の記した自由記述を収録した。

内容は①「赤ちゃん返り」の言葉通り、自分が体験できなかった幸せな母と子の関係を、再体験・追体験しようとするかのような退行的行為と、②今まで抑制していた（させられていた）欲求を行動化し、周囲の反応を確かめようとするかのような姿である。事前の里親研修で、予備知識はあっただろうが、里親として通過する関門の 1 である。

注) 冒頭の数字はサンプルナンバーで、次は、3 頁 III) 2、養育の難しさ（①育てるのが、ひどく難しい子 ②育てるのが、ふつう位の難しさの子、③わりと育てやすい子、④とても育てやすい子）で、次の 4 個の数字は、5 頁 V) 1. 気持の通じ合い：（1. どうしても、気持ちが通じ合わない 2. 時々、通じないと思うことがある、3. わりと、気持ちが通じている 4. とても、気持ちが通じている）、2. 子育ての中で、里母が完全に自信を無くしてしまったこと：（1. わりとそうだった 2. 少しそうだった 3. あまりそうでなかった 4. そうでなかった）、3. 家庭養育より施設養育の方が向いている子かもしれないと：（1. 度々思った 2. たまに思った 3. 思わなかった）、6 頁 4. 養育返上を思ったこと：（1. 何度も真剣に考えた 2. 何回かある 3. 返上したい気持ちは、ほとんどなかった 4. 全くなかった）である。また*の後には、委託される迄いた環境を示した。

<構成>

1. 退行する、乳を探る、赤ちゃん言葉をつかう、わがままをする
2. いらだち、抑制が外れたかのように暴れる
3. まとめ

<事例>

1. 退行する、乳を探る、赤ちゃん言葉をつかう、わがままをする

○58 女子（2 歳で委託、翌日から 1 年間位続く）①、2.1.3.2 *乳児院から all 1 翌日から 2 足歩行をしなくなり、はいはいや抱っこをせがむ。トイレの中まで、里母の後追い。固形物は嘔んだ後吐き出して、1 カ月ほどは離乳食。その後、夜驚、夜泣き。

○145 男子（4 歳で委託、来て 1 か月位から 1 年位つづく ①、4.2.2.2 *養護施設からお風呂に入っていると、お乳を触ったり、噛んだりで驚きました。この子はお乳を吸うこ

とも知らないのではと、お乳を吸うことを教えました。誰の服にも手を入れて、おっぱいもみを始めたりしました。

○586 男子 (2歳で委託、すぐ始まって、6カ月位続く) ②、4.2.3.2 *乳児院から
コップに入ったジュースなど、里母の顔を見て、わざと床やジュータンに撒き散らす。思い通りにならないと、里母を叩く (今でも)。「赤ちゃん」していて、抱きついて、オッパイを飲む真似をする。来てからまだ期間が短い。

○814 女子 (4歳で委託、すぐ始まりまだ4カ月間) ③、3.4.3.4 *乳児院から
「赤ちゃんと呼んで」と言う。そして、バブーと赤ちゃんになって、はいはいをしたり、「おっぱい」と言って、胸に顔を埋めたりする。疲れると赤ちゃん言葉になる。食卓では、得意でないものは、「食べさせて」と言ってくる。

○053 女子 (4才で委託、すぐから始まって現在(7歳)も) ②、2.2.2.4 *児童養護施設
から

とにかく「おっぱい、おっぱい」と言って、触ったり、キスしたりする。自分のことを「バブちゃん」とい言う。5歳半まで、毎日里母の股の匂いをかいだり、頭を埋めようとしたり、舐めようとしたりする。時どき、食事を口に入れてやらないと、食べなくなる。やたらにだっこされたがる。外ではお姉さんぽいらしい。

○794 女子 (7歳で委託、現在10歳迄続く) ①、3.3.3.4 *児童養護施設から
自分でやりたくない時は、全く赤ちゃんと同じ行動をくり返す。歩かない、しゃべらない、聞かない、泣き叫ぶだけ。おなかにタオルを入れて、妊婦の真似をする。出産のシーンも繰り返す。

○106 男子 (5歳で委託、すぐから7か月位まで)、①、3.2.2.2 *乳児院・児童養護施設
気に入ったぬいぐるみを抱いて、赤ちゃん言葉をつかう。里母と寝ないとだめ。外から帰ると、必ず大声で、里母を探す。

○087 男子 (6歳で委託、6カ月から始まって3年位続く) ①、2.1.3.3 *児童養護施設から
胸を触り「ふにゃ、ふにゃ」という。「おんぶ」「だっこ」を繰り返すいう。

○223 女子 (7歳時点で、1週間から3年位続く)、①、4.4.3.4 *実親の家庭から
自分のことは何でもできる子だと聞いていたが、気替えを全くしなくなった。下着をつけるときは、あかちゃんのように気替えさせた。

○868 男子 (4歳で委託、1か月から1年位まで続く) ③、4.4.3.4 *実親の家庭から
「ご飯いらない、お菓子を食べる」という。夜1人で寝ると言う。赤ちゃんごっこをする。一人で脱げない、着られない、家ではウンチを一人でやらない。

○894 女子 (6歳で委託、1か月位から1年間位) ①、2.1.3.3*乳児院・児童養護施設から
家事で忙しく、相手になってやらないと、吹き抜けから2階に上がり、片足を垂らした。雨で友だちと遊べなかったり、思い通りにならないと、里母や里父を叩いたり、けったりする。「右側に置いて」というと左に置いたり、好きでない食べ物を「おいしい、おいしい」などと言う。里母の服に潜って、首から顔を出し、生まれると言う「バブバブ遊び」をし、

やたらに「おんぶ、抱っこ」という。委託されて、初めは養子がほしかったが今はそう思わない。

○831 男子（2歳で委託、すぐから、4歳4月の現在迄続く）③、4.1.3.2 *乳児院から
哺乳瓶で飲み物を飲む、歯固めを買ってほしいとせがみ、くちゅ、くちゅしていたが、最近は、ご飯を食べさせてもらったり、歯磨きをしてもらって、満足している。

○804 男子（2歳で委託、②、2.1.3.2 試し行動というより、来た時から8歳5月の現在まで、赤ちゃん状態（赤ちゃん願望）がずっと続いている感じがします。指しゃぶり、泣きわめき、おねしょなど。

○846 男子（6歳で委託、6カ月位してから4年間続いている）①、3.2.2.2

*児童養護施設から

手で何でも食べる。5年生の中ごろまで一人で寝られず、添い寝をした。4年生までトイレでお尻を拭いてあげたり、おしっこの時チンチンをもってあげた。

○843 男子（7歳で委託、半月ぐらいから半年ぐらい続く）①、3.1.2.3 *乳児院・児童養護施設から

おねしょ、指しゃぶり、ひとりで出来るのに「着せて、ぬがせて」「こちょこちょして」を1時間位せがむ。「ぬいぐるみと自分とどっちがかわいい？」と焼きもちを焼き、今でも、本当に焼きもちを焼きます。委託後しばらくは、いのちを軽視する言葉よく使い、「綺麗な花ね」と指さすと、その花を踏みつけたりした。

2.いらいだち、抑制が外れたかのように暴れる

○896 男子（3歳で週末里親、6歳で長期委託に）、②、2.2.2.4 *乳児院・児童養護施設
長期委託になってから、食事を撒き散らす、今まで出来ていた着替え等しなくなる。上の子に焼きもちを焼く、わざと怒らせるようなことをする。

○150 男子（8歳で委託、1カ月から1年位）、②、3.2.3.3.*乳児院・養護施設から
発する言葉の6割程度が「あほ、ばか、かす」などで、「エロ」等の罵声も入る。「ブス、ナスビ」が加わった時は、語彙が増えたと感じたほど。毎日毎日、「着る物がない、食べる物がない」と暴れ、理由を聞くと、上記のような返答。

○071 女子（1歳で委託、すぐ始まり、3、4か月位続いた）②、2.3.3.4

ペットを叩く、食べ物をひっくりかえす、物を壊す。

○861 女子（4歳で委託、1か月から1年以上続く）①、2.2.1.1 4頁7～12all 1

*実親の家庭から

自分の要求が通らないと、外に向かって「アバ、アバ、アバ」と、大声でいって泣き叫ぶ。年下の子と遊んで、ケンカしても、里親のところに来て助けを求める。

○283 女子（8歳で委託、すぐから6か月間位）①、3.2.3.3*乳児院・児童養護施設から
マッチング中と委託後は、服や食べ物の好き嫌いががらりと変わって、驚きました。家のあちこちに唾を吐いたり、鼻くそをつけたりしました。言葉づかいも悪くなり、「ババア」

とよく言われました。

○085 男子（4歳で委託、2週間位から2年間位続く）①、2.1.1.2 *実親の家庭から
里母と2人になると、食べることに、食べても食べても終わらないような時があっ

○144 女子（2歳で委託、来て1カ月位から1年位）②、4.1.3.4 *乳児院・児童養護施設
から

自分の髪の毛をたばで抜く。保育園の友だちに、突然かみつく。友だちのおもちゃを全部
取り上げ、自分の物という。他の親たちから、落ちつきがないと白い目でみられた。（里母
はあまり気にならなかった）触ってはいけないもの、壊れやすいもの（ストーブ、扇風機
など）を、注意しても触る。

○876 女子（4歳で委託、来て1カ月から1年位つづく）①3.2.3.4 *児童養護施設から
里母を足で蹴る。叩く。バカにしたような口調で物を言う。週末里父がいない時が多く、
ちょっとしたきっかけで暴れ出し、止まらない。おとなを信用していない。

○875 女子（3歳で委託、数日で始まり、1,2年続く）①、3.2.1.2 *乳児院・児童養護施設
から

とにかく言うことを聞かない。「こうしたら」と言っても、全く逆のことをするなど、こち
らの気持ちを逆なでするようなことをする。音楽会などで、自分が嫌になると、声を出し
たり、物音をだしたりするので、「静かにしようね」というと、よけい大声を出す。

3.まとめ

委託当初のこうした行動は、里親研修の時にも十分学習していたと思われるが、それでも里子養育の第1関門であろう。赤ん坊時代を具体的に再体験したいとする行動は、里子たちの中に、ある割合で、「養育的な母親の下に育てられなかった不幸な自分」への思いを抱えたままの子どもがいることを暗示している。

<資料 2> 里子の中にみる「虐待の影」

一虐待された子どもの中にある怒りと不安、トラウマ、脅威、防衛、いらだち、欲求、自己否定

<はじめに>

社会的養護の諸システムの中で、里親に養育を委託される子どもたち（里子）の多くは、実親からの虐待（ネグレクトを含む）や死別という過酷な運命に出会った子どもたちである。

本調査の結果をみると、多くの里親は里子養育の困難さを感じており、里子の 33.3%について「育てるのが、ひどく難しい子」と言っており、「ふつう位に難しい子」の 40.3%を合わせると、里親の 7割が養育の難しさを訴えている。

育児は、多少とも難しさと負担のかかる過程であるが、本サンプルの大きな困難さの訴えは、その中に虐待を受けた子どもが多数含まれていることによると思われる。里子の 70.3%は、虐待を受けた子であった（表 12）。また表 10 に示したように、里子の 3分の2は乳児院を含む施設から委託されており、施設養育というネガティブな生育環境の影響を多少なりと受けてきており、また 3分の1は実親や親戚等から委託された子どもであるが、それらの家庭にも問題があったと思われる。

<目的と方法>

成育歴の中で一般とは違った体験をしてきた子どもたちの心的世界を知ることが、里子への理解と里親支援のために是非とも必要な手続きである。しかし直接、アンケートや面接調査による接近は難しいので、以下では、里親が里子の行動の上を感じとった「虐待による影」（調査票 3 頁 6）の自由記述部分の資料をもとに、その心的世界を推測しようとした。

調査票の中に「里子に、虐待された（つらい思いをした）影のようなものを感じられた方は、どんな時や場面、行動でしたか」という項目を設け、およそ 3×15 センチのスペースが設けられた。そこに、また欄外に書きこまれた自由記述を起こしたのが、以下の資料である。

前章までの量的資料とは違って、小さくとも一種の事例を拾い上げる作業であるので、量的な処理はしなかった。すなわち、同様な内容の記述は省いて、例数は少なくとも、里子の世界や行動の特徴が鮮明に記述されていると思われる 115 個の事例を入力し、構造化して解説した。冒頭の数字はサンプルナンバーで、その前の●は、医師によって発達障害と診断された子ども、または調査票に記入された項目からではあるが、それに近いタイプと推定された子どもである（17 事例、全体の 15%）。